伊予市訓令第4号

伊予市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月25日

伊予市長 武 智 邦 典

伊予市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊予市事務決裁規程(平成 19 年伊予市訓令第 17 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前							
別表第1 (第4条関係) 共通決裁事項 1 一般事項								表第1(第4条 共通決裁事項 1 一般事項	関係)					
事項	市長 (甲)	決裁 副市長 (乙)	権者 部長 (丙)	課長等 (丁)	合議考			事項	市長 (甲)	決裁 副市長 (乙)	権者 部長 (丙)	課長等	合議	備考
省略								省略		, ,				
条例、規則及 び訓令の制定 並びに改廃	0				総部及総課			条例、規則及 び訓令、法令、 条例等の委任 を受けた告示 並びに規程形 式による告示 の制定並びに 改廃	0				総部及総課	
規程形式による告示の制定 及び改廃			<u>O</u>		<u>総務</u> 課長			z la mér						
省略 備考 省略 2・3 省略							,	省略 備考 省略 2・3 省略						

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。